



パワハラ・カスハラ防止対策、今やるべきこと ～ 知っておきたい企業の実務対応 ～

厚木法人会源泉部会では、労務関係の諸事項等について研修会を開催いたします。社内の皆様お説明あわせのうえご出席ください。

令和6年度民事上の労働紛争は316,072件となり、その内ハラスメントに関する労働紛争は最も多かった54,987件(17.4%)に上り、解雇の10.1%や労働条件の引下げによる紛争件数を大きく上回りました。パワハラやカスハラが社会問題となっている昨今において、ハラスメントの防止対策が義務化されました。事例を検証しながら企業としての対策についてご説明いたします。

◆ パワハラ・カスハラ

- ① パワハラに該当する法的3要件と類型・カスハラに該当する2つの判断基準
- ② パワハラと指導の違い
- ③ パワハラ・カスハラ事例から学ぶ企業の対策と実務対応
 - ・パワハラ・カスハラにあったと申告されたら
- ◆ その他、研修会までに法改正やその他労務管理に関する動向等が提示された場合には、内容を変更することがあります。

■開催日時 令和8年2月12日(木) 午後3時～午後5時

■会場 厚木アーバンホテル本館2階

厚木市中町3-14-14 電話222-3344

■講師 みたけ社会保険労務士事務所 三嶽 忍 氏

■定員 40名

■参加費 無料

■申込方法 二次元コードからのお申込み、または下記申込書に必要事項を記入のうえ、厚木法人会へFAX等でお送りください。

■申込締切 2月5日(木) 但し、定員に達し次第締め切ります。



2月源泉研修会
申込二次元コード



《お申込み・お問い合わせ》

〒243-0017 厚木市栄町1-16-15 公益社団法人厚木法人会 源泉部会

電話 046-221-1055 FAX 046-222-3808

「パワハラ・カスハラ防止対策、今やるべきこと」参加申込書

会社名 _____

電話番号 _____

FAX番号 _____

参加者名 _____

参加者名 _____

【個人情報の取扱いについて】当会は、この参加申込書に係る個人情報を、この研修会の名簿作成などのために利用し、それ以外の目的で利用することは、一切ございません。